

固定資産税

課税免除区域を指定

平成26年度の固定資産税の課税を免除する対象区域を左表のとおり指定しました。これは、平成23年度の固定資産税が課税免除となつた被災区域内の土地、家屋のうち、依然として未修繕の土地や家屋、復旧が進んでいない区域を対象に課税免除するものです。

なお、課税となる資産を所有

◆平成26年度の固定資産税の課税免除対象区域

地区	住所地番内の全区域が課税免除	住所地番内の一部区域が課税免除
境田町	2番、4番～8番、10番～14番	1番、3番、9番、15番～21番、23番～24番
川向町	2番、4番、8～11番、13番～15番、18番～21番	1番、3番、5番～7番、12番、16番～17番
中央町	3番～4番、7番～10番、12番、14番～16番	1番～2番、5番～6番、11番、13番
八幡町	6番、9番、11番	1番～2番、4番～5番、7番～8番、10番、12番
後楽町	—	1番～2番、4番、7番
北浜町	1番～2番、5番～7番、9番～13番	3番～4番、8番、14番
飯岡	—	第1地割～第2地割
長崎	—	一丁目～四丁目
山田	—	第1地割～第5地割、第9地割～第14地割
船越	—	第3地割～第16地割、第18地割～第23地割
織笠	—	第1地割～第3地割、第6地割～第9地割、第11地割～第14地割
大沢	—	第1地割～第3地割、第5地割～第13地割

する方には納税通知書を4月中旬に送付しますので、期限までの納付をお願いします。

また、所有する資産がすべて課税免除となつた方には、納税通知書は送付しませんので、ご了承ください。

▼納期限 ▼第1期：4月30日
▼第2期：7月31日 ▼第3期：12月1日 ▼第4期：来年2月2日

■固定資産税の縦覧

平成26年度の「土地・家屋等縦覧帳簿」の縦覧を行います。この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産（土地・家屋）の価格が適正かどうかを判断するために、縦覧帳簿によりほかの固定資産の価格や面積などをご覧いただける制度です。ただし、所有者や課税内容は非公開です。

▼縦覧期間 4月1日～4月30日（土・日曜日、祝日は除く）

▼縦覧時間 午前8時半～午後5時15分

▼縦覧場所 町税務課

▼縦覧できる人 納税義務者、納税管理人、代理人など

※運転免許証や保険証など、本人の確認ができるものをお持ちください。代理人の場合は、委任状も必要です。

◆問い合わせ

町税務課 資産税係（☎82-3111内線113、114、118）へ。

70～74歳の国保窓口負担が2割に

国民健康保険の被保険者で、70～74歳の方の医療費の窓口負担は、法律上2割ですが、特例措置でこれまで1割とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されます。高齢の方の生活に大きな影響が生じないよう、26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施いたします。

◎見直しの内容

①26年4月2日以降に誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降）

- ・70歳の誕生日の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります（例 70歳の誕生日が26年4月2日～5月1日→5月の診療から2割負担）。

・窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

②26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日まで）

- ・26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません（26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎えた方は、これまでの3割負担から1割負担になります）。
- ・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

※①②とも一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

◆問い合わせ

町国保介護課 係（☎82-3111内線132）へどうぞ。

後期高齢者医療制度の保険料が改定されます

平成26・27年度の後期高齢者医療制度の保険料率が次のように改定されます。

均等割額35,800円→38,000円
所得割率6.62%→7.36%

また、26年度から保険料の賦課限度額が55万円から57万円に引き上げられます。なお、26年度の保険料の額は、本年7月に町から個別にお知らせします。

◆問い合わせ 町国保介護課（☎82-3111内線131）または岩手県後期高齢者医療広域連合（☎019-606-7500）へどうぞ。